

令和3年度第1回 北九州市広告物審議会議事録

1 日時

令和3年9月29日（水） 14:30～16:00

2 場所

北九州市役所本庁舎 15階 15C会議室

3 出席委員

- (1) 北九州市広告物審議会規則第1条第1号に定める学識経験者
 - ・北九州市立大学法学部教授 今泉 恵子
 - ・長崎大学大学院工学研究科准教授 石橋 知也
 - ・西日本工業大学客員教授 九十九 誠
 - ・デザイナー・カラーコーディネーター 田中 映縞子
 - ・弁護士 祖父江 弘美
- (2) 北九州市広告物審議会規則第1条第2号に定める広告主及び広告業者の代表
 - ・北九州広告美術業協同組合理事長 中尾 伸一
 - ・北九州広告美術業協同組合理事・屋外広告士 田邊 久志真
- (3) 北九州市広告物審議会規則第1条第3号に定める住民・地域の代表
 - ・北九州市婦人会連絡協議会会長 浜 和枝
 - ・北九州市商工会議所総務課係長 一木 敦子

4 欠席委員

- (1) 北九州市広告物審議会規則第1条第1号に定める学識経験者
 - ・九州大学大学院芸術工学研究院教授 知足 美加子

※北九州市広告物審議会規則第5条第1項により、審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

今回の場合、委員定数10名中9名の出席であるので、審議会は成立する。

5 事務局挨拶（喜洲建設局道路部長）

6 委員紹介

7 会長選任

九十九誠委員を会長に選任

8 議事（諮問事項）

建築物の壁面に設置する広告板の規格の改正について

《質疑応答》

(委員)

資料の中に見直し前後のイメージが示されているが、現状はもう少し広告が表示されていると思うがどうか。

(事務局)

実際には広告板のほかに広告幕も出ている。期間限定など臨時的な広告幕は、広告板とは別に取り扱っている。

(委員)

広告幕であっても、内容が変わっても常設に近い場合は、トータルで考えたほうがよいのではないか。

(事務局)

今回は手始めとして、現在の基準では厳しい状況にある広告板について見直しを行いたい。

(委員)

改正後の内容は、他の都市と比べてどうか。

(事務局)

各都市によって定め方が異なるため、単純に比較することは難しいが、例えば、3,000平方メートルの壁面に設置できる広告板の面積は、県内であれば、福岡市は150平方メートルである。以前は福岡市も本市と同じ基準だったが、平成28年に壁面面積1,000平方メートル以上は壁面面積の20分の1以下に改正している。

福岡県と久留米市は広告板ではなく壁面全体に掲出できる広告物の面積割合を定めている。福岡県は5分の3以下で1,800平方メートルに、久留米市は3分の1以下で1,000平方メートルになる。

政令市では、川崎市は100平方メートル、札幌市は50平方メートルになる。

(委員)

基準が緩和されることは望ましいが、その他の部分も現状に合っているか、見直したほうがよいのではないか。

今回、用途地域で分けているが、広告はまちづくりのための一つのファ

クターである。大阪の道頓堀のような商業地域、田園調布のような住宅地域など、地域によって特性がある。まちづくりの目的を示し、地域によって基準が変わってもよいのではないかと思う。

また、国の基準と同様に駅前広場は広告物を出してはいけない地域となっているが、地域の目的と合わせて検討したほうがよいのではないか。

(事務局)

そういったことなど広く御意見をいただき、また、景観の所管部署とも連携しながら、検討してまいりたい。

(委員)

壁面の取扱いについて、考え方はどうなっているのか。

(事務局)

一つの平らな面を一面として取り扱っている。そのため、曲面の場合や、段差や材質などで壁の性質が違う場合は、別の面として扱っている。

(会長)

そのあたりは、申請する人が理解できるようにしてほしい。

(事務局)

丁寧に説明してまいりたい。

(委員)

壁面に看板を取り付ける場合と直接壁面に描く場合があるが、面積はどうなるのか。

(事務局)

建築物の壁面に直接塗布された文字やシートも広告板として取り扱っている。

(委員)

景観計画の届出対象の建物を基に面積基準を算出したとのことだが、「高さ 31 メートル」と「延べ面積 10,000 平方メートル」は、両方の条件を満たすか、片方だけ満たすかで、対象となる壁面は異なるのではないか。

また、景観計画の届出となる対象地域はどうなっているか。

(事務局)

景観計画区域は、市内全域が対象となっている。

今回の改正の対象となる壁面面積の算定では、景観計画区域で届出対象となっているこれらの行為を参考とした。なお、景観計画の届出は、片方を満たせば対象となる。

屋外広告物条例で、広告物の規格は「景観計画に即して定める」とされているため、景観計画区域の届出対象の行為である「高さ 31 メートル」「延面積 10,000 平方メートル」を基に、独自に対象壁面の面積を算出した。

(委員)

景観計画の方では、屋外広告物について議論されているのか。

(事務局)

景観計画の中では「屋外広告物の表示等に関する行為の制限」が定められているが、広告物の大きさは規定していない。

(委員)

景観面については、景観計画の方で確認していると理解した。

先ほどの意見にもあったように、それぞれの地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえた上でルールを定め、それと連動しながら運用していくことが重要だと思う。広告物を単に規制するのではなく、広告物を活用したまちづくりについて前向きに議論することも大事である。

(会長)

まちづくりを進める上での一つのきっかけになるかと思う。

ほかに意見がなければ、「建築物の壁面に設置する広告板の規格について」は、事務局からの説明に基づき、皆さまからいただいた意見を参考に答申とする。